

平成30年11月6日

道路局路政課

国道・技術課

「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」を閣議決定

一般国道の一部区間のバイパス供用開始等に伴い、国が管理する国道の区間（指定区間）を変更する「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を指定する政令を改正し、一般国道の指定区間を追加して指定する等の必要があります。

2. 政令改正の概要

一般国道218号の路線の一部の区間を指定区間に追加します。このほか、規定の整理を行います。

※路線の改正の概要については、別紙を御参照ください。

3. スケジュール

- ・ 公 布 日：平成30年 11月 9日（金）
- ・ 施 行 日：平成30年 11月 11日（日）

問い合わせ先 代表電話：03-5253-8111

国土交通省 道路局 路政課 企画専門官 前川 翔（内線37332）

国道・技術課 企画専門官 仲谷 俊昭（内線37832）

直通番号：03-5253-8480（路政課）03-5253-8492（国道・技術課）

F A X：03-5253-1616（路政課）03-5253-1620（国道・技術課）